

菊川市省エネ農業用機器等導入事業補助金 Q&A

Q1 事業申請等のスケジュールは？

A1 申請受付期限：令和6年1月31日（水）
実績報告提出期限：令和6年2月29日（木）まで

Q2 申請書はどこで手に入れられるか。提出方法は？

A2 申請書類は、市のホームページからのダウンロード、又は市農林課窓口での配布となります。
提出方法は、郵送・持参・メールいずれの方法でもかまいません。
★書類内容確認をさせていただく可能性がありますので、申請書には、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。

Q3 補助の対象は？

A3 補助対象者、補助対象事業、補助率及び額はチラシに記載のとおりです。
★注意事項
・補助の対象となる農業用機器等は、申請者の農業経営において使用するものに限りませす。
・新規購入と更新が対象になるのは、農業用機械及び空調設備を備えた農業用ハウスで使用する遮光、遮熱資材です。
・更新のみが対象となるのは、農業用施設の照明設備の更新（LED化）及び空調設備を備えた農業用ハウスの被覆資材（ガラス等）の交換です。

Q4 設置費や撤去費、消費税は補助の対象か。

A4 設置費や撤去費も対象となります。
補助対象経費から消費税を除いた額です。

Q5 申請前（交付決定前）に購入した機器等は対象となるか。
令和6年3月1日以降に支払い又は納品した機器等は対象か。

A5 いずれも対象となりません。交付決定から令和6年2月29日までに、納品と支払いをして、実績報告書を出していただく必要があります。